

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◇監査公告 昭和二十六年 度中海干拓事業所外二箇所
定期監査の結果

監査公告

監査公告第八十四号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十六年度にかゝる左記麻および事業所の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十八年二月二十八日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 鈴 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監査執行箇所 執行年月日

中海干拓事業所 昭和二十七年九月十八日

羽合用水改良事業所 同 年九月十八日

鳥取県立養老院 同 年九月二十日

中海干拓事業所 昭和二十七年九月十八日 監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 鈴 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監査概況

一 中海干拓事業は西伯郡外江町及渡村並びに崎津村地先の海面を干拓埋立し耕地を造成して農業経営基盤を強化し増産をはからんとするものである。即ち多年の懸案であつた本事業は昭和二十二年度国営事業として企画され翌二十三年度より県の代行事業として仮設工事に着手し二十五年よりサンドポンプ船により埋立作業を実施している状況である。而して本事業の執行並びに当所の運営管理につき、今回はじめて現地監査

を執行したのであるが種々考究すべき事項が多く関係者の善処と一層の努力を望む。

- 二 当所は所長(技師)以下職員五名及び賃金傭人八名計十三名で前記二地区の干拓工事と深田川排水工事(県管小規模かんがい排水事業)の工事監督、測量、設計、出来形検定等処理していたが二十六年九月県会計規則による辭に指定され、とりあえず技術吏員に事務吏員を併任出納員を任命して経理出納その他庶務事務を行わせているが技術者に事務を処理させる事は能率的に見て考究すべきであらう。なお事務の完遂を期する上には少くとも専任の事務吏員一名の配置が必要と認めらる。(事業費職員配置転換も一策と認める)而し当所の事業は国庫委託金で年間を通じて均等の事務量がなく時期的に閑繁がありこの点も併せ検討されたい。
- 三 弓ヶ浜地区干拓工事が実施状況は前記の通り昭和二十三年度着工し昭和二十五年より本工事(堤塘及び埋立工事)を施行中であるが開田、開畑面積は次の通りで計画を若干上廻っており新開田の一部を試作してい

るが、全面的には未だ利用されていない実情であり土地利用の促進が緊要と認めらる。なお埋立に高低が見受けられるので検査の厳正執行を望む。

開田、開畑面積 (単位アール)

区分	計		
	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年
計画面積	五三、〇	一三、二	五、三
実施面積	二〇、三	一三、二	七、一
			三二、七

四 政府交付金の確保については関係機関と充分折衝しているようであるが更に一層積極的努力が望ましい。即ち埋立工事はサンドポンプ船を利用しており湾内浚渫を兼ねた一石二鳥の施策で効率的であるが、政府の交付金配当額が少くサンドポンプ船の能力(一時間一五〇立米)から見て年間稼働できない実情であり、休運中の電力料金五十四万四千七円(十月以降分)の支出は不経済と思うのでこれらの点も県において充分考慮し工事の進捗をはかられたい、なお崎津地区の干拓工事に対しても早期計画的に本工事に着手し得るよ

う予算確保に努力を望む。

- 五 農業試験地の設置について考慮されたい、即ち干拓地は海底の土砂をもつて造成されるため耕土の培養に相当の労力と年月を要するものと思うが農業試験及び耕作技術指導については全く措置してないので本事業の成果を挙げるため県管の試験圃場を設けることも一策と認めるので関係部課において善処を望む。
- 六 当所は二地区の干拓工事と排水工事現場を管理しているが測量器具の配置が充分でなく検査、検定の際支障を生じているようであり整備を要する。特に本庁各課に遊休或は修理可能のものが有りこれを活用することも考えられるので留意されたい。
- 七 中海干拓事業費の四、四半期予算令達がおくれた関係もあり需用費(特に通信運搬費)を赤字支出しているが適当でない、主管課において早期に予算令達するよう注意された。
- 八 旅費の精算支給が遅延勝ちである予算の範囲内において早期にすべきである。又日額旅費支給に当りては

支給基礎を明確にするため書類の整備をなすべきである。

九 光熱水費、通信運搬費その他に於て購入並びに支出伺がしてないものが散見された、事前に決裁を得て執行すべきである。

一〇 備品の内保管転管廃棄処分を要するものがあり速かに整理を望む。

一一 超過勤務命令簿で十二月分より二月分迄の命令印が洩れているが随時適確に整理すること。

羽合用水改良事業所 昭和二十七年九月十九日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

一 羽合用水改良事業は、東伯郡上井町外六ヶ村に亘る羽合平野の水田六百三十町歩に対する県管大規模かんがい排水事業で昭和二十五年以来総事業費七千八百十三万二千余円をもつて幹線用路(三、二二二米)の

改築(兩側及底面コンクリート仕立)及び取水堰堤(天神川本流に井筒工法により築造)その他附帯工事を施工中であり昭和二十七年年度完成を目標に鋭意努力している。今回着工後初めて監査を執行した結果不正不当地と見られるものはなかつたが事業の管理運営面或いは工事の実施面に若干考慮改善すべき点を認めたとで当所並びに県当局において善処されたい。なお監査の結果国の公共事業費予算の關係上年次計画に若干異動を生じ昭和二十八年年度に事業繰延を余儀なくしている実情であるが年間を通じ閑繁なく工事を執行し得るよう主管課の配意努力を望む。

二 当所の職員は所長(技師)以下六名で主として工事監督、測量設計、出来形検定その他現場事務を処理しているが所員五名はすべて雇傭員であつて職員組織の弱体を認めるので事業の重要性にかんがみ技術吏員を配置し工事の厳正を期されたい。

三 工事の起工に伴う請負契約の締結、工事請負費その他諸経費の支出等はすべて本庁耕地課が処理している

が軽易なものについては必要な措置を講じて委任すべきではないかと考へる。又一般に本庁経理の事業にあつては工事金の支出に當つて現地の出来形検定或いは竣工検査等の書類が形式的に流れやすい傾向が見られることは充分注意すべきであり特にこの点強調したい。即ち現場事業所に対してはいま少し責任権限を移譲し本庁は随時事業所に対しては監督或いは認証をする等して工事実施面と検査組織の面を分離明確化することが能率的と思うので考究されたい。

四 当所における工事はすべて請負工事であつて道路工事執行令その他土木工事の諸規定を準用し併せて工事仕訳書によつて施工の監督を行つているが具体的な検査指針或いは方法等について県下統一した検査規程を制定すること。

五 昭和二十六年年度工事施行状況は左表の通りであつて本工事施工中七月の出水に際し、下大口用水の溢流のため側壁コンクリート九十五米倒壊したが災害復旧工事別途経費をもつて年度内に復旧している。而して被

工事の進捗状況

害部分については工事施行中及び成功後の現場写真を保存し、またその他工事記録を留めたいので事後における事実認定の貴重な資料となつてゐるのは結構である。

る。この点については一般に軽視され勝ちであるので特に当所の措置を推奨したい。

用地買収費、監督費、事務費を除く

主要工事名	全体計画		昭和二十五年		昭和二十六年		備考
	工事費	事業費	事業費	事業費	工事費		
取水堰堤	一ヶ所 長三〇米	千円 三六、九三五	1	千円 1	1		
道水路護岸その他	道水路 二〇三米外	四、六五一	1	1	1		
幹線水路	三、三三米	一九、一四	1	1	1	底張 四七、二米 側壁及底張 三五、二米	三、七〇〇
橋梁	七ヶ所	一、二二七	1	1	1	二ヶ所	四三三
分水工その他	分水一ヶ所 その他	五、三七二	1	1	1	1	1
雑工事	雑工事	三〇	1	1	1	雑工事	三三
災害復旧工事	水路側壁 九五米	五六	1	1	1	水路側壁 五米	五六

六 セメントその他工事材料の検収記録は日々整備すべきである。なお現場監督員には野帳その他必要な帳簿書類を交付しこれらの記録並びに工事の詳細なる状況を記録させるよう指導されたい。

鳥取県養老院 昭和二十七年九月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

監査概況

一 本院は昭和二十六年十一月の開院にして收容人員三九名に対し男二四名、女一五名、計三九名の定員数一杯を收容しており、その運営状況は円滑なるものと認められた。本施設的环境としては風光明媚で加えて院内に泉源があり三箇の浴槽を備えており入院希望者も相当あるので更に一棟を増築して二二名を増員收容定数を六〇名とするよう計画中であるが、これが早急なる実現を切望する。

二 本院は県立として唯一の施設であるが、設備の充実及び入院者の生活環境向上のためには果費のみでは充

分なることも出来ず、これが打開策として何らかの方途を講じなければならぬのであるが、幸にも後援会結成の機運があり当院としても各種団体、市町村に対し積極的な啓蒙宣傳を行うよう準備中のようであり結構な事と思つた。これが早急なる結成を希望する。

三 本施設が廢として指定されたのは昭和二十七年九月で従来は東伯地方事務所で予算経理及び出納事務を処理していたため不便を生じていたが、今後はその点円滑に支障なく運営されるものと認める。しかし経理事務を始め調度備品の類その他物品すべて果厚生課並びに東伯地方事務所々属のものとして未だ正式に引継がれていないので保管転換等の手続により早急引継ぐべきである。

四 食糧物資の出納は不正不相当と認められるものがなかつたが、購入より賄係を引渡し消費迄の措置を系統的且つ合理的にするよう今少し考究すべき点を認めた。

五 諸施設は概ね整備されているが、食堂が少し狭く、殊に收容増員の場合は現施設では到底收容できないの

で対策を樹てることが緊要である。又、開所以來本年八月迄に一、八八四名の慰問者が來訪しているが、集団慰問の場合の控所並びに慰問演芸等の開催場所がなく已むを得ず食堂を利用してゐるようである。前述せる如く狹隘に加えて衛生的見地からしても今後考慮すべきであらう。

六 本院の周囲は開放され外部との出入が自由自在となつており、盗難予防、施設の管理に不充分と認められた。加えて今夏院内に赤痢が発生し憂慮せしめた事態も入院者の無断外出に原因してゐるようである。これが取締の観点からしても入院者を刺戟しない程度の柵が必要ではないかと考える。当局の考究配意を望む。

七 当院の宿直には寮母、炊事婦の二名を充てゝいるが、当施設の性質上將亦有事の際の応急措置から謂つて常任管理者が必要ではないかと思つたので考慮を望む。

八 福祉施設には共通に見られる事柄であるが、衣料費が全然見られていないため入院者中には着用被服等に相当困難してゐる者もあるよう見受けたので最少限度

の配慮が望ましい。

九 経理その他の事務処理は概ね良好と認められたが、慰問來訪者よりの寄贈金品は複写式領收書を作成し交付するようされたい。

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
講讀料 (実費) 一箇月100円 一箇年1,200円
申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四十四年三月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

例 行 鳥 鳥
鳥 取 取 取
取 者 取 取
所 縣 縣 縣
鳥 鳥 鳥
取 取 取
市 市 市
取 東 東
取 町 町
縣 縣 縣
取 取
印 取
刷 縣
所 縣